

神奈川県中小企業診断協会所属 中小企業診断士 和泉朱美氏にきく

イチオシ商品の魅力をお客さまへ伝える！

かながわ信用金庫では、平成27年10月より中小企業診断士2名に常駐いただいています。前回に続いて、もう一方の中小企業診断士である和泉朱美氏にPOP作成の重要性について伺いました。



中小企業診断士 いずみあけみ 和泉朱美氏

●得意とする分野・ジャンル
小売・サービス業を中心とした顧客対応
顧客ニーズ調査、買物動向調査等の調査分析

お客様にぜひ購入してもらいたいイチオシ商品の魅力は、お客様の心に届いていますか？

魅力を伝えるために、お客様の目に留まるところに陳列したり、スタッフからオススメのお声掛けをしたり、店内POPでアピールしたり…。

その結果、期待どおりの売上へとつながっているのでしょうか。もし、期待どおりの結果が出ていないようでしたら、次の点を振り返ってみましょう。

- ✓ お客様が商品の存在に気付いているか！
- ✓ お客様へその商品の魅力が伝わっているか！
- ✓ お客様自身がその商品の使用シーンをイメージできるか！

いかがでした？アピール不足を感じたら、その改善をPOPに期待することができます。店長・スタッフの思いをPOPに載せて、「こんなものが欲しかった」というニーズや不便さ、不満に働きかけていきましょう。

POPの役割

POPとはPoint Of Purchase (ポイント・オブ・パーチェス) の略で、「購買時点」における広告のことです。

皆さんは買い物や外食をするとき、最初からこのブランド、このメニューというように決めて出かけますか？高額品ではない日常的な買い物においては、多くの方が実際に商品を見ながらその場で決めることが多いのではないのでしょうか。これがいわゆる衝動買いです。この衝動買いを促し、お客様の背中をポンッと押してくれる有効なツールがPOPになります。お客様へ自店や商品・サービスの魅力を伝え、旬の情報をお届けすることで、来店客数の増加や客単価、買上点数をアップさせる役割を担ってくれるのです。その結果、店が活気づき、売上向上にもつながっていきます。

- ✓ ターゲットは誰か！
- ✓ ウリは何か！
- ✓ どのようにアピールするか！

POP作成のポイント

誰かへ何かを伝えたいければ、相手がどのような人かを知り、その方々に応じた伝え方や見せ方が必要です。自店のターゲットはどのような人なのか。例えば、「30代女性の小さいお子さんがいるママさん」などと

明確にし、そのお客様が何を求めているのかを、お客様の立場で考え、その利用シーンを思い浮かべて、これがあれば満足、便利！といった点をアピールしていきます。また、お客様の心を動かすコツは、メリハリとリズム。店長・スタッフの思いや感動を簡潔にまとめ、文字サイズや色の工夫でポイントを強調していきましょう。具体的な数字が入ると、さらに説得力もアップします。

**○×産野菜を使用した
ヘルシードリンク
1本 320円**

単なる説明で心に刺さらない

**★△▽店長のイチオシ★
夏バテ解消に！
8種類の○×産野菜を使った
特製ヘルシードリンク
1本 320円**

店の思い・ウリを簡潔に表現

●連載コラム● すぐ分かる！年金の基礎②

第2回目は、年金は一体いつもらえるのか？ということについて見ていきたいと思います。国民年金と厚生年金で多少の違いはありますが、根本的な考え方はほぼ一緒ですので、今回はその考え方をご紹介します。

年金というと、一定の年齢に達した方が老後のために受け取る・・・というイメージがあるかもしれませんが、それは確かに合っているのですが、それだけではありません。年金は大きく分けて下記の3つの状況に応じて受け取ることができます。

	目的	いつから(受給できる者)
老齢年金	一定の年齢に達したときの、老後の生活の安定を図るための年金	①国民年金：65歳から ②厚生年金：男性は昭和36年4月2日以降、女性は昭和41年4月2日以降に生まれた方は全員65歳から（それ以前の方は生年月日によって異なる）
障害年金	病気や怪我によって生活や仕事が制限されるようになった場合の、本人とその家族のための年金	①国民年金：障害等級2級以上の認定 ②厚生年金：障害等級3級以上の認定 いずれも初診日から1年6か月後が認定時期
遺族年金	本人が不幸にして亡くなった場合の、その者によって生計を維持していた遺族のための年金	①国民年金：高校生までの子がいる配偶者または子が受給する ②厚生年金：配偶者、子に限らず条件によっては父母、孫、祖父母も受給する

遺族年金に関して、国民年金では子の人数によって年金額も変わりますが、基本額は誰でも同一額です。ただし子が一定の年齢に達した時点で減額・停止となります。これに対して厚生年金では子の人数問わず、被保険者の報酬に応じた受給額となり、受給期間も例えば妻が受給者ならば原則終身あるいは再婚した時等まで支給されます。

以上のように国民年金と厚生年金とで受給内容に違いはありますが、年金には貯蓄機能と保険機能を併せ持った保障がついていると言えます。ただし、将来年金なんてもらえるか分からないといって保険料を支払わずにいたり、また支払っていても過去に未納があったりして必要な納入期間を満たさなければ、どの年金も当然ながら受け取る権利は発生しませんので、納入漏れには注意が必要です。

(参考：日本年金機構ホームページ)

※上記内容は平成28年6月現在の制度に基づいたものであり、今後法改正により変更する場合があります。